

相続実務ノート NO.7

(2006年12月4日)

「3ヶ月の起算日はいつか」

株式会社 三商

小平市花小金井南町1-14-24

Tel 042-467-2155 Fax 042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp

URL <http://www.souzokusoudan.net>

【質問】

「私たちの母は、10年前に父と離婚しました。その後、私たちも父とは全く交際がありませんでした。その父が死んだことを、私たちは死亡の翌日知りました。一人暮らしのアパートで亡くなり、葬儀も行われず、遺骨はお寺に預けられていたそうです。相続財産など全くないと信じていたので、放棄などの手続は何もしていませんでした。ところが、父が死んで1年後、父を被告とした判決正本が届き、父が1,000万円の連帯保証人になっていたことをはじめて知りました。私たちは、今から相続放棄の申述ができるのでしょうか。」

多くの借金や保証債務を抱えた相続が発生した場合、相続人を救済する制度として相続放棄や限定承認がある。ただし、「自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に」家庭裁判所への手続をしなければならない。いつまでも相続に関する権利関係が確定しないのは困るからである。相続放棄の申立て手続は増えているが(NO.6の資料をご覧ください)、この「3ヶ月」の壁は意外と高い。

起算日をいつとみるかにつき、最高裁は基準を示している。

① 相続開始の原因となる事実(父の死亡)および②これにより自己が法律上相続人となった事実を知った時、から起算する。

これによれば、質問のケースでは①と②を知り既に1年が経過しているので放棄できないことになる。しかし、10年も前から音信不通で交際のない父の保証債務を相続させるのはあまりに酷である。そこで、最高裁は例外として「相続財産が全く存在しないと信ずるにつき相当の理由があると認められる時には、相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これを認識しうべき時から起算する。」(要旨)とし、判決正本が届き連帯保証債務の存在を知った時を起算日として、相続放棄の申述を認めた(昭和59年4月27日判決)。当時「画期的な判決」と言われたが、それでも例外が認められる条件は厳しい。あくまで「相続財産が全く存在しない」ケースの判断である。「わずかに相続財産があることは知っていたが、それを上回る債務があることまでは知らなかつ

た」場合までは広げられていない。このようなケースでは、熟慮期間の経過により単純承認となってしまう。

ところが、最近の下級審の裁判所では、最高裁の基準によるもののほかに、弾力的な運用により 3 ヶ月を経過していても受理する傾向があり注目される。あくまでも個別事情から相続人保護と債権者保護の利益考量により判断されている。

「受理審判」は、相続人の放棄の真意を確認する公証行為であり、通常の裁判と違って既判力がない。放棄が有効か無効かの判断はされていない。放棄の有効・無効は、債権者が別途民事訴訟の中で主張して始めて判断される。従って、相続放棄の入口を狭くせずに弾力的に受理しようとする裁判所の傾向は相続人にとって救いとなる。後の裁判で放棄が無効とされるリスクはあっても、何もしなければ単純承認が確定してしまうので、相続放棄の申立てをしてみる価値はある。相続開始から 3 ヶ月を過ぎていてもあきらめる必要はない。そのためにも、相続人から十分に事実関係を聞くことが大切になる。

(文責：内藤 雄)